

活水女子大学大学院学則

第1章 目的

- 第1条** 本大学院（修士課程）は、キリスト教主義に基づく大学の基礎の上に、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 本大学院の学生は、本学が行うキリスト教教育行事に参加することによりキリスト教的世界観と価値観を体得させるとともに、国際感覚と豊かな教養をそなえた人物の育成を期する。
- 3 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努めるものとする。

第2章 構成

第2条 本大学院は、活水女子大学大学院と称する。

第3条 本大学院は、修士の学位を与える課程をもって構成し、次の研究科を置く。

文学研究科

第4条 文学研究科に、次の専攻を置く。

英文学専攻

英文学専攻は、授業の円滑な実施と学生による修士論文の題目選択に資するために、英文学、米文学、英語学の3分野に区分する。

第3章 修業年限及び収容定員

第5条 文学研究科の標準修業年限は2年とする。ただし、在学年限は4年をこえることはできない。

- 2 前項の規定に関らず、在学年限を超えて在学を希望する者がいるときは、教授会において学生の学習意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

第6条 文学研究科の学生入学定員は、次のとおりとする。

専攻名	入学定員	収容定員
英文学専攻	6名	12名

第4章 学年、学期及び休業日

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8条 学年を分けて、次の2期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

第9条 学年中の休業日を次のとおり定める。

- (1) 日曜日
(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
(3) 学院創立記念日 12月1日
(4) 夏期休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業 3月18日から4月9日まで

2 前項の規定にかかわらず、必要のある場合、学長は休業日を変更し、または臨時に休業日を定めることができる。

第5章 教育課程

第10条 文学研究科における授業科目並びに単位数は、別表1のとおりとする。

第6章 課程修了の認定及び学位

第11条 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

第12条 各授業科目に対する単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義については、教室内における1時間の授業に対して教室外における2時間の準備を必要とするものとし、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、教室内における2時間の授業に対して教室外における1時間の準備を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とすることがある。
- (2) 演習については、教室内における2時間の授業に対して教室外における1時間の準備を必要とするものとし、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目の種類によっては、1時間の授業に対して2時間の準備を必要とするものとし、15時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 講義、演習の併用により授業を行う場合については、前各号に規定する基準を考慮して授業時間を定め、この時間をもって1単位とする。

第13条 学生は、毎学期の始めに第10条に定める授業科目の中から、履修する受講科目を登録しなければならない。

第14条 履修科目については、試験または研究報告により単位を認定する。病気その他やむを得ない事故のため、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。

第15条 試験は、毎学期末に行うものとする。

第16条 学業の成績は、AA・A・B・C・Fをもって表わし、AA・A・B・Cを合格とする。ただし、「修士論文指導Ⅰ」、「修士論文指導Ⅱ」の成績は、合・否とする。合格した科目に対して所定の単位を与える。

第17条 修学について、正規の手続きを怠つた者は、受講・受験資格を失うものとする。

第18条 修士の学位を得るためには、本大学院修士課程に、原則として2年以上在籍し、30単位以上の授業科目を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文を提出して、本大学院の行う修士論文の審査及び口頭試問に合格しなければならない。

第19条 前条の課程を修了した者には、修士（文学）の学位を授ける。

第20条 論文提出、最終試験等に関しては、活水女子大学学位規程の定めるところによる。

第7章 教職課程

第21条 中学校教諭または高等学校教諭一種免許状授与の基礎資格を有する者で、当該免許に係る専修免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

第22条 文学研究科において取得できる教育職員免許状は、次のとおりである。

専攻名	免許状の種類	教科名
英文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語

第8章 入学、休学、退学及び転入学

第23条 入学の時期は、毎学年の初めとする。

第24条 本大学院に入学志願をすることができる者は、各号の一つに該当する女子でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者（見込みを含む）
- (2) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 大学に3年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
- (5) その他、本大学院において、大学を卒業したと同等以上の学力があると認められた者

第25条 本大学院に、入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて、次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学志願書
- (2) 最終出身大学の卒業証明書または卒業見込証明書
- (3) 修得単位証明書及び学業成績証明書
- (4) 健康診断書

第26条 入学志願者に対しては、選考試験を行い、その合格者に入学を許可する。

2 社会人の入学志願者に対しては、前項の規定によるほか、本人の社会における活動分野及び経歴等を勘案して、入学を許可する。

第27条 入学を許可された者は、誓約書、保証書及び本大学院所定の書類に、入学金その他指定された納入金を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。

第28条 病気その他やむを得ない理由で、引き続き3ヶ月以上修学ができないときは、その理由を記して、休学を願い出ることができる。また、病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学期間は、1年をこえることはできない。ただし、特別の事情がある場合は、更に休学を願い出ることができる。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

第29条 他の大学院の学生が、所属大学院の学長の承認書を添えて本大学院に転入学を志願したときは、学年の始めにかぎり、選考のうえこれを許可することがある。

第30条 本大学院の学生で、他の大学院に転入学を希望する者は、事情によって、これを許可することがある。

第31条 病気その他の事故によって退学しようとする者は、理由を記して願い出なければならない。

第32条 正当の理由で退学した者が、再入学を志願したときは、選考のうえ、これを許可することがある。

第9章 学費

第33条 本大学院を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

第34条 入学検定料、入学金及び授業料等は、別記のとおりとする。

第35条 授業料等は、毎学期始めに指定された期日までに納入しなければならない。ただし、学年始めに全額納入してもさしつかえない。

第36条 退学するときは、その期の学費を全額納入しなければならない。

第37条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料等校納金の半額を免除する。ただし、新入生の前期分については本項を適用しない。

第38条 いったん納入した学費は、過誤による場合を除いて、一切返還しない。

第10章 教員組織

第39条 本大学院における授業及び研究指導を担当する教員は、大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の教授をもって充てる。なお、当該授業を担当すべき教授を欠く場合その他の事情があるときは、准教授又は講師をもってこれに充てることができる。

2 前項規定によって授業を担当する准教授又は講師は、研究科委員会において選考する。

第11章 運営組織

第40条 本大学院文学研究科に、研究科委員会を置く。

研究科委員会は、文学研究科の授業及び研究指導を担当する専任教授をもって組織する。ただし、必要に応じて専任の准教授及び講師を加えることができる。

第41条 本大学院文学研究科に、研究科長を置く。

研究科長は、研究科委員会で選出する。

2 学長は、研究科長を併任することができる。

第42条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

第43条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則及び規則等の改廃に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 学生の入学、休学、退学、転入学等に関する事項
- (4) 学位授与に関する事項
- (5) 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- (6) 大学院担当教員の審査と任免に関する事項
- (7) その他大学院に関する重要な事項

第12章 図書館

第44条 本大学院学生及び研究生は、研究のため、大学図書館を利用することができる。

第13章 留学等

第45条 本大学院は、教育上有意義と認めるときは、学生が他の大学院（外国の大学院を含む。）において授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項において履修した授業科目は、10単位までの範囲で本大学院で履修したものとみなすことができる。

第14章 外国人留学生

第46条 外国人で本大学院に入学を志願する者があるときは、外国人留学生として、選考のうえ、入学を許可することができる。

2 特別に定めのない限り外国人留学生に対しても本学則を適用する。

第47条 外国人留学生については、これを別に定める。

第15章 研究生、聴講生

第48条 本大学院において特定の専門事項について研究することを希望する者に対しては、学長は、本学の教育に支障のない限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学できる者は、修士又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生に関する規程は、別にこれを定める。

第49条 本大学院に聴講生の制度を設ける。

2 聴講生については、これを別に定める。

第16章 長期履修学生

第50条 第5条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修し修了することを希望する者があるときは、長期履修学生としてその計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

第17章 厚生及び保健施設

第51条 本大学院学生は、大学の保健衛生及び体育等の諸施設を利用することができる。

第18章 賞罰

第52条 人物及び学業優秀な者は、これを表彰することができる。

第53条 本大学院の学生として、規則・命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があったときは、これを懲戒する。

2 懲戒は、譴責、停学及び退学とする。

第54条 学生で、次の各号の一つに該当する者は、退学させる。

- (1) 学業成績が不良で成業の見込みがないと認められる者
- (2) 性行不良で改善の見込みがない者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則 1

この学則は、1991年（平成3年）4月1日から施行する。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料 25,000円

入 学 金 200,000円

授 業 料 360,000円

附 則 2

この学則は、1992年（平成4年）4月1日から施行する。

附 則 3

この学則は、1993年（平成5年）4月1日から施行する。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	25,000円
入 学 金	210,000円
授 業 料	370,000円

附 則 4

この学則は、1994年（平成6年）4月1日から施行する。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	27,000円
入 学 金	210,000円
授 業 料	370,000円

附 則 5

この学則は、1995年（平成7年）4月1日から施行する。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	27,000円
入 学 金	210,000円
授 業 料	370,000円
教育充実費	50,000円

ただし、教育充実費の納付は、1995年度（平成7年度）入学生から適用する。

附 則 6

この学則は、1996年（平成8年）4月1日から施行する。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	30,000円
入 学 金	210,000円
授 業 料	400,000円
教育充実費	50,000円

附 則 7

1 この学則は、1997年（平成9年）4月1日から施行する。

2 この学則を施行する際、1996年度（平成8年度）以前の入学生については、なお従前の学則による。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	30,000円
入 学 金	210,000円
授 業 料	420,000円
教育充実費	60,000円

附 則 8

1 この学則は、1998年（平成10年）4月1日から施行する。

2 この学則を施行する際、1997年度（平成9年度）以前の入学生については、なお従前の学則による。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	30,000円
-------	---------

入 学 金	210,000 円
授 業 料	430,000 円
教育充実費	70,000 円

附 則 9

- 1 この学則は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、2000年度（平成12年度）以前の入学生については、なお従前の学則による。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	30,000 円
入 学 金	210,000 円
授 業 料	430,000 円
施設設備費	70,000 円

附 則 10

- 1 この学則は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。

附 則 11

- 1 この学則は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

別記 学則第34条に規定する学費

入学検定料	30,000 円
入 学 金	100,000 円
授 業 料	430,000 円
施設設備費	70,000 円

附 則 12

- 1 この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則 13

- 1 この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則 14

- 1 この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。
- 2 この学則を施行する際、現に第2学年に在学する学生は、なお従前の学則による。

附 則 15

- 1 この学則は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則 16

- 1 この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則 17

- 1 この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。